

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	1	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	24-3	不利益処分の種類	職業訓練の認定の取消し	
<p>(都道府県知事による職業訓練の認定)</p> <p>第二十四条</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p>						